

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会
会費等規則

当会は、定款第7条の規定に基づき、正会員の会費を次のとおり定める。

(会費の支払義務)

第1条 正会員は、定款7条の規定に従い会費を当会に納入しなければならない。

(会費等)

第2条 正会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 不動産鑑定業者の代表者（従たる事務所を含む。）

年額39,600円（月額3,300円）

(2) 不動産鑑定士

年額26,400円（月額2,200円）

(3) 不動産鑑定士補

年額13,200円（月額1,100円）

2 不動産鑑定業者の代表者で、かつ、前項第2号及び第3号に該当する者は同第1号のみ適用する。

3 団体会員の会費は、これを免除する。

(臨時会費)

第5条 臨時に資金を必要とするときは、理事会の議決を経て、会長が別に定める臨時会費を徴収することができる。

(納入時期及び納入金額)

第6条 会費等の納入時期は毎年5月及び11月の2回とし、当年4月1日から9月30日まで（以下前期という）の分、及び10月1日から翌年3月31日まで（以下後期という）の分をそれぞれ当会に納入するものとする。

なお、九州・沖縄各県士協会の代理徴収とすることができる。

(資格変更に伴う会費等の措置)

第7条 不動産鑑定士補である会員が主務官庁に不動産鑑定士として登録したとき、もしくは不動産鑑定士補である会員が主務官庁に不動産鑑定業者の登録申請者として登録したときは、主務官庁に登録した月を起算日とし、会費の差額を納入しなければならない。

2 会員が資格を異にすることにより、会費の金額が前の会費の金額以下に該当するときは、会員としての届け出があった月を会費の起算日とする。

(会員資格の得喪に伴う措置)

第8条 不動産鑑定業者に属する会員の転勤等に伴う交代入会の場合は、3ヶ月以内の交代入会に限り前会員の納入した会費を新会員の会費に充てることのできるものとする。

2 途中入会者は、入会の月が応当する半期分のうち残金の会費を、入会の翌日末日までに納入するものとする。

3 当会からの退会により、当会会員の資格を失った者が既に納入した会費は、原則として返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会長は、会員が会費を1年以上滞納し、かつ督促をしてからさらに1年間会費を納入しないときには、定款第10条1項第3項の規定に基づき会員資格を喪失する手続きを行う。

2 前項の場合、会長は、理事会の承認を経て、当該会員を退会したものとみなして会員資格を削除することができる。

3 会長は、会員資格を削除したときはその旨を会員に対して、通知又は公表しなければならない。

(納入猶予)

第10条 会長は、天災その他やむを得ない事由により、会員が会費の納入猶予を求めたときは、1年を限度として納入時期を猶予することができる。

(高齢者に対する会費の減額)

第11条 会長は、年齢満80才以上の会員については会費の減額申請を承認し、毎月当たり500円に減額することができる。(年額6,000円)

(病気、療養者等に対する会費の減免)

第12条 会長は、次の各号の一に該当する会員の会費減免申請を承認することができる。

(1) 長期にわたる病気療養のため、業務を行うことができない者

(2) その他必要と認めたとき

(不動産鑑定業者の代表者の取扱い)

第13条 不動産鑑定業者の代表者である会員については、原則として前二条は適用しない。但し、その不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士が一人で、且つ代表者を兼ねる場合に限り第12条の規程を準用することができる。

(申請)

第14条 会員は、会費減免(減額)を受けようとするときは、会費減免(減額)申請書に理由を証する書面を添えて、会長に申請しなければならない。

(補足)

第15条 本規程の施行に関し、必要な事項及び手続きについて、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成24年4月2日よりこれを施行する。

附 則(平成25年4月13日)

この規則は、平成25年5月24日よりこれを施行する。

ただし、旧規則に基づき実施した会費の減免については、新規則を適用しない。

附 則(令和3年5月28日)

この規則は、令和3年5月28日よりこれを施行する。